

## 1. 議事日程

〔平成29年第3回安芸高田市議会9月定例会第21日目〕

平成29年 9月28日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 議案第60号 安芸高田市上下水道料金審議会条例                             |
| 日程第3  | 議案第56号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例               |
| 日程第4  | 議案第57号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第5  | 議案第58号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6  | 認定第1号 平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定について                      |
| 日程第7  | 認定第2号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について                |
| 日程第8  | 認定第3号 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について               |
| 日程第9  | 認定第4号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について                  |
| 日程第10 | 認定第5号 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について                |
| 日程第11 | 認定第6号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第12 | 認定第7号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第13 | 認定第8号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第14 | 認定第9号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第15 | 認定第10号 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について      |
| 日程第16 | 認定第11号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について               |
| 日程第17 | 認定第12号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について              |
| 日程第18 | 認定第13号 平成28年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について            |
| 日程第19 | 議案第67号 工事請負契約の締結について（甲立小学校プール新築工事）                  |
| 日程第20 | 発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について                       |
| 日程第21 | 発議第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書に                  |

ついて

日程第22 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番	石飛慶久	8番	児玉史則
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊莊		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	大田雄司	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利



午前10時00分 開議

- 先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
大田事務局長。
- 大田事務局長 おはようございます。  
それでは、諸般の報告をいたします。  
第1点、教育長より平成28年度分教育委員会事務の点検、評価報告書  
についての報告がありました。  
第2点、監査委員より平成29年8月分の例月出納検査の報告がありまし  
た。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協  
議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 皆さんおはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、9月22日に議会運営委員会を開き、  
次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、御報告をいたします。  
追加案件となる、議案第67号、及び発議第3号、第4号の取り扱いにつ  
いて、協議を行い、それぞれ提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行  
うことといたしました。  
以上で報告を終わります。
- 先川議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番  
石飛慶久君、及び8番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 議案第60号 安芸高田市上下水道料金審議会条例

- 先川議長 日程第2、議案第60号「安芸高田市上下水道料金審議会条例」の件を  
議題といたします。  
本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長か  
ら審査結果の報告を求めます。  
産業建設常任委員長 大下正幸君。
- 大下産業建設常任委員長 平成29年9月8日付で本委員会に付託されました議案の審査経過を次

のとおり報告いたします。

付託のあった1議案について、9月12日、産業建設常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

議案第60号「安芸高田市上下水道料金審議会条例」は、近年の人口減少に伴う上下水道料金の収入減少や、施設の老朽化による更新費用の増加等、上下水道事業を取り巻く環境が非常に厳しい中で、将来にわたって持続可能なものとしていくため、上下水道料金の適正化について審議する安芸高田市上下水道料金審議会を設置するための組織、及び任期等を規定するものであります。

審査の過程において、委員より、当初要綱で整理するものが条例にする方向に変わった理由と「審議会委員にどのような目的で議会議員を入れるようにしたのか。」との質疑があり、執行部より、「水道・下水道料金は市民生活に大きな影響を与えるという判断のもと、審議会条例を設ける中で、位置づけを明確にして料金等について検討していただきたいという方針により変更をした。」また、「行政的な立場から、市民生活に影響を与える料金等の改定をする議論にあつて、議員から直接的に意見をいただく場を設けたほうがよいと考えた。」との答弁がありました。

また、委員より、「新聞紙上で広島県で水道事業を統合するという記事が掲載されたが、審議会をつくって進めることとどのような関係になるのか。」との質疑があり、執行部より「水道を広域的に一緒に経営・運営する考え方から将来的なこととして、県から統合協議の話が出ている。安芸高田市において、料金の審議会を立ち上げるのは、以前から料金の改定をしないと2、3年後には赤字に転落してしまうという状況の中で、現在をどう乗り切っていくかという中で出た議論である。統合を待つまでの余裕はなく、経営を維持していくために議論をして、早急に対策を練らねばならないと考えている。」との答弁がありました。

以上、議案を慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第60号「安芸高田市上下水道料金審議会条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長

の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第56号 安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

日程第4 議案第57号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第58号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第3、議案第56号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の件から、日程第5、議案第58号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件の3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 平成29年9月8日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案について、9月13日に総務企画常任委員会を開き、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第56号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」は、国がワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラムを示し、マイナポータルにおける子育てワンストップサービスや、コンビニ交付サービスを進められておりますので、本市においてもこれらのサービスの適切な利用を図るため、必要な条例を新設すると同時に、関連する既存の条例を新設する条例の附則の中で、一部改正を行うものであります。

審査の中で、委員より、「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラムは、国がマイナンバーカードの普及を目的とした中でのプログラムと思うが、マイナンバーカードの普及率はどの程度か。」との質疑があり、執行部より、「普及率は、平成29年8月31日現在で、12.9%であり、前回報告した5月31日現在の11.09%よりも1.81%上がっている。県内の多い自治体で14.2%、少ない自治体では9%といった状況である。ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラムは、マイナンバーカードの普及を目指しているものであり、サービスを利用する場合にはマイナンバーカードが必要になる。」と答弁がありました。

また、委員より、「パソコンやスマートフォンの使い方や申請方法は、具体的にどのような流れになるのか、文言の意味について説明をいただきたい。」との質疑があり、執行部より、「パソコンではカードを認証するカードリーダーが必要になる。スマートフォンでは、機種によって

異なるが、カードを認証させる機能がついていない機種については、カードリーダー的な媒体をつけていただき、カードを認証して利用されることになる。言葉だけで説明することは難しいので、どういったサービスをどのように使えるかについては、広報紙等で市民にわかりやすく、具体的にお知らせしたい。」と答弁がありました。

次に、議案第57号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、国の法改正に伴い、主には個人識別符号に係る事項と要配慮個人情報に係る部分について追加するため、既存の条例の必要部分について一部改正を行うものであります。

審査の中で、委員より、「行政機関非識別加工情報制度の民間事業者への提供は、今回の条例改正に含まれていないが、ビッグデータを有効に活用した例が本市でもあった。行政が持っている加工できないデータ、または加工されても支障のないデータは、どんどん提供するように今後検討していただきたい。」との意見があり、執行部より、「個人情報保護法の趣旨に、個人情報がある場合は活用すべきであるという側面もあるので、今後技術的な確立が確認できれば、活用の制度化をしていくべきと思っている。」と答弁がありました。

次に、議案第58号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、今後の事務事業などの執行のため、新たな職名として、上下水道料金審議会会長及び委員、政策形成アドバイザー、生活支援員を設置するものであります。

審査の中で、委員より、「生活支援員制度について、これまで民生委員・児童委員や社会福祉協議会、老人会等で見守り活動をされているが、新たに振興会でも見守り活動をすることになる。これまでの施策と、これからの施策の整合性について、説明いただきたい。」との質疑があり、執行部より、「ほかの制度で、民生委員・児童委員や老人クラブなどが、いろんな形で見守りをされているが、個人の情報や状況が確実に行政に上がってこない仕組みがあった。個人に適したサービスの提供ができるような制度として定着させていただく。この制度を地域で確実に取り組まれるようになれば、他の制度はこの制度に集積し、終わらせていただきたいと思う。」と答弁がありました。

また、審査の中で、委員より、「政策形成アドバイザーは第3者が客観的にいろんな見方をされ、市長へ直接アドバイスされる方を人選すべきと思うが、総合計画審議会をはじめ、各種協議会・審議会等の委員をされている方の委嘱を予定されている。協議会や審議会としての意見と、先生の個人的な意見の調整はうまくいくのか。」との質疑があり、執行部より、「総合計画等の策定にかかわるのではなく、施策の実施や行政課題の検討を進める中で、全国的な動向や状況等の把握が必要となるが、現地に調査へ行かれたり、幅広い知見からアドバイスをいただくといった形がかかわっていただく。」と答弁がありました。

議案について、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決

するべきものであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号「安芸高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の件から、議案第58号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第6  | 認定第1号  | 平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第7  | 認定第2号  | 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第8  | 認定第3号  | 平成28年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第9  | 認定第4号  | 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第10 | 認定第5号  | 平成28年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について          |
| 日程第11 | 認定第6号  | 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第12 | 認定第7号  | 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について   |
| 日程第13 | 認定第8号  | 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第14 | 認定第9号  | 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第15 | 認定第10号 | 平成28年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第11号 | 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について          |

日程第17 認定第12号 平成28年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算  
の認定について

日程第18 認定第13号 平成28年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び  
決算の認定について

○先川議長 日程第6、認定第1号「平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定につ  
いて」の件から、日程第18、認定第13号「平成28年度安芸高田市水道事  
業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して  
議題といたします。

本13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長  
から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において、本委員会に付託された認定第1号から認定第  
13号までの平成28年度一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の決算  
認定につきまして、その審査過程と結果について報告をいたします。

付託のあった13の認定案件につきまして、9月21日と、22日の両日、  
予算決算常任委員会を開き、市長、副市長、教育長及び関係部局の部課  
長等の出席を求め、歳入、歳出の決算状況を総合的に確認し、予算効果  
と行政効果について、慎重に審査いたしました。

28年度普通会計の決算規模は、歳入総額が202億7,269万8,000円で、  
前年度対比2.1%の増、歳出総額が197億6,139万8,000円で、前年度対比  
2.9%の増となり、決算規模は歳入、歳出ともに、前年度決算額を上回  
るものとなりました。

28年度の実質収支は3億7,088万円で、この実質収支から、前年度実質  
収支を引いた単年度収支は、マイナス1億6,828万7,000円でありました。

財源調整の役割を果たす財政調整基金は、積み立てが343万6,000円に  
対し、取り崩しが2億3,943万円。また、将来の経常的経費の負担を軽減  
する繰上償還は、1億1,340万円が償還されており、これらを単年度収支  
に加えて得られる実質単年度収支は、マイナス2億9,088万1,000円とな  
り、19年度決算以来、9年ぶりのマイナスとなりました。

財政指標については、おおむね問題のないレベルにありますが、経常  
収支比率は普通交付税の合併特例加算の段階的な縮減や、臨時財政対策  
債の発行可能限度額の縮小などの影響により、昨年度より2ポイント上  
昇した状態となっており、経常的経費の縮減や行政改革のさらなる推進、  
公共施設の配置適正化、受益者負担の適正化といった取り組みが必要と  
なっております。

審査の過程につきまして、一般会計の審査において出された主な質疑  
と答弁は次のとおりです。

総務部の審査におきまして、法制執務事業について、委員より、「課  
題として、紙ベースの例規集を変えていくよう検討するとあるが、閲覧  
する機器とのバランスも考え、今後どのように検討するのか。」との質



疑があり、執行部より、「紙ベースの例規集は、加除に経費がかかる状況がある。全てなくすとまではいかないが、職員のパソコンから例規を閲覧できる環境が整っており、例規集の必要性を調査し、将来的にはパソコンでの閲覧のみとしていきたい。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきましては、ふるさと応援寄附の推進事業について、委員より、ふるさと応援基金は、28年度の寄附を合わせて、3,300万円の積み立てと聞いたが、今後の活用についてどういった考えを持たれるのか。」との質疑があり、執行部より、「この寄附金については、寄附された方の思いに応じた使い方をすべきと考えており、28年度は2事業に活用させていただいた。今後は地方創生を絡め、人口減対策にかかわる事業を中心に活用したいと考えている。」との答弁がありました。

市民部の審査におきましては、環境保全事業について、委員より、「事業の効率性についての分析において、環境調査の箇所数に検討を要すると記述があるが、金額等も含め、箇所数をどう検討するのか説明を願いたい。」との質疑があり、執行部より、「事業実施にあたり、箇所単位について設計よりはるかに安い金額で入札されているが、年々単価が高くなる現状があり、調査項目を含め、箇所数の見直しが必要ということで、分析の項目にあげている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、医療体制整備事業について、委員より、「吉田病院への設備補助について、28年度の導入実績、実施内容の説明を願いたい。また、導入にあたり、適正価格で購入されているか、といったチェックはされているかと伺う。」との質疑があり、執行部より、「28年度の導入実績で主なものは、現在広島県が進めている情報共有の取り組み、これは病院の診療情報やカルテ情報を、それぞれの病院や診療所で共有できるよう進める取り組みであり、この情報開示のための準備として、機器の整備を行っている。また、導入にあたってのチェックについては、見積書・請求書・機器の写真・設備台帳等によりチェックを行っている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、地産地消推進事業について、委員より、「産直市の販売目標額を約5億円とされているが、実績ではかなり下回っている。この結果をどう受けとめ、事業のあり方をどう考えているか。」との質疑があり、執行部より、「売り上げについては、農業者の所得拡大のため、当然上げていく必要があるが、販売額が落ちている実態があり、要因を分析する必要がある。農家の高齢化、農地の荒廃も少しずつ進んでおり、それぞれの施策を総合的に取り組むことで伸ばしていきたい。また、道の駅整備事業を通じて動機づけをしていながら、産直市会員をふやし、意欲を高めていく施策が必要と考えている。」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、入札工事検査管理事業について、委員より、「公共事業が減る中、市内業者が入札に参加できるようにしなけ

れば、市内の業者も減少する傾向にある。総合評価方式を含め、これらの入札方法の考え方について伺う。」との質疑があり、執行部より、「現在の入札は、一般競争入札と指名競争入札を行っている。総合評価方式については、過去に何度か行った例はあるが、今後進めるためには、要綱の制定など、着実にやっている最中である、また、発注の方法についても、総合評価方式のみならず、プロポーザル方式なども一緒に考えながらいきたい。」との答弁がありました。

教育委員会事務局の審査におきましては、学力向上推進事業において、委員より、「事業の効率性についての分析において、学校事務補助員等の配置について検討するとあるが、どういったことを検討する必要があるのか。」という質疑があり、執行部より、「現在、市費で吉田小学校、吉田中学校に事務補助員を配置している。本市では、学校事務職員が市の財務事務を担っており、学校配置の事務補助員を事務局に配置することにより、財務事務の集約を検討したい。また、数校が集まり共同事務室の運営をしているが、学校統合も踏まえて、バランスも考えた適正な配置を検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第13号までの特別会計、及び公営企業会計決算の審査につきましては、公共下水道事業特別会計決算の審査において、委員より、「市民参画において、施設の視察を受け入れを行ったとあるが、どのような受け入れを行い、何回受け入れたのか伺う。また、受け入れについて今後も計画的に行うのか。」との質疑があり、執行部より、「吉田公共下水道の処理場について、吉田小学校の4年生に教育の一環として、吉田浄化センターを視察いただき、生活環境の向上に下水道が役立っていることの説明をしている。今後も下水道事業または水道事業の重要性について理解していただくため、視察を積極的に受け入れたいと考えている。」との答弁がありました。

そのほか、特別会計決算の審査においては、特徴的な質疑はなかったものの、計画された事業については適正に執行されており、また、歳入歳出の執行においても遅延なく行われたものと判断いたしました。

採決にあたっては、付託された13件の認定議案について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断し、13の案件全てを認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査終了後、委員より、「決算審査に用いた事務事業評価シートの内容が充実してきており、一定の評価をさせていただきたいが、この評価シートの意義や内容が、しっかりと市民に伝わるようなものにしていただきたい。」との意見がありました。

議会側も、市民の皆さんへの啓発に努めたいと考えますが、執行部におかれましても、周知の方法等について、御一考くださるよう申し添えたいと思います。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより本13件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、認定第1号「平成28年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第13号「平成28年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの13件を一括して起立により採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本13件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第67号 工事請負契約の締結について（甲立小学校プール新築工事）

○先川議長 日程第19、議案67号「工事請負契約の締結について（甲立小学校プール新築工事）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

議員の皆様方には、御多用のところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

さて本日、追加議案として、1議案提出をさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

議案第67号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲立小学校プール新築工事を、株式会社和田組と2億952万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重に審議をくださり、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 それでは、議案第67号「工事請負契約の締結について」議案書に合わせてお配りをしております説明資料に基づきまして、要点の御説明を申し上げます。

説明資料の裏面をごらんください。

まず、工事の目的でございますが、平成30年4月1日甲立小学校、小田小学校、そして小田東小学校の3校の学校統合に伴い、新たに現甲立小学校のグラウンドの一角に、プールを新築をするものでございます。

次に、本年5月1日現在の、学級数と児童数でございますが、甲立小学校が8学級92名、小田小学校が7学級48名、小田東小学校が8学級82名で、統合後は9学級222名規模の学校となります。

次に、工期についてでございますが、議決の翌日から、平成30年3月20日まででございます。

次に、入札の経過でございますが、契約の方法は事後審査型一般競争入札で、8月17日公告の後、入札日が9月11日、及び12日。開札日が9月13日。落札決定の日が9月19日。仮契約日が9月21日でございます。

最後に本工事の主な内容についてでございますが、プールの規格につきましては、25メートルのコースを5レーンと、低学年用の小プールを一つ設置することとしております。また、付帯設備といたしましては、更衣室・便所・体育倉庫・管理室等を備えた屋外プール棟、いわゆる管理棟を設置をする予定にしております。外構工事につきましては、囲障工事といたしまして、一部目隠しフェンスを設置するとともに、遊具につきましては撤去をし、位置を変えて新しく設置することとしております。

次に、議案をお願いいたします。

議案第67号「工事請負契約の締結について」でございます。

契約の目的は、甲立小学校プール新築工事。契約の方法は、事後審査型一般競争入札。契約の金額は、2億952万円。契約の相手方は、株式会社和田組でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「工事請負契約の締結について（甲立小学校プール新築工事）」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

○先川議長 日程第20、発議第3号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 発議第3号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会、会期中の産業建設常任委員会における審査案件、全国森林環境税の創設に関する意見書に関する陳情について、9月12日に委員会を開き、審査した結果、採択といたしました。

我が国の地球温暖化対策における温室効果ガス削減目標の達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする、仮称ではありますが、森林環境税の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において、結論を得るとの方針を示したところです。

こうしたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求めるものとした、この陳情の趣旨を踏まえ、政府に対して意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますよう、お願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第3号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

○先川議長 日程第21、発議第4号「道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 発議第4号「道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会、会期中の産業建設常任委員会における審査案件、「道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める活動等について」、9月12日に委員会を開き、審査した結果、採択いたしました。

道路は、地域の発展や経済社会活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない最も重要な社会基盤の一つです。

現在、道路事業において、道路整備事業に係る国の財源上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が50%から55%等に嵩上げされていますが、平成29年度までの時限措置となっております。

地方創生を推進する地方自治体にとって、この時期に補助率等が低減することは死活問題です。よって、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により、地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続することを強く要望した、この陳情の趣旨を踏まえ、政府に対して意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第4号「道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続調査の件について

○先 川 議 長 日程第22「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員